

調査係用 禁帯出

泉市文化財調査報告書第1集

杭城館跡

b

227.6

226.4

228

228

224.2

229.3

a

228.3

227.3

昭和55年3月

226.3

226.6

泉市教育委員会

210

226.6

c

杭 城 館 跡

くい
杭

しろ
城

たて
館

あと
跡

序

杭城館跡は、泉市西田中字杭城山に所在し、人里離れた山中・宮城町との境界付近に位置している山城です。この館跡は、江戸時代の文献にも記録されているものですが、永い間所在地が確定されず、いわば幻の館跡として地元研究者の関心を集めていたものです。

昭和48年、郷土史家紫藤正隆氏によってついに発見され、その実在が確かめられました。泉市教育委員会・同文化財保護委員会では、杭城発見の報告を受けると直ちに現地調査を実施し、市内では最大規模の館跡であることを明らかにしました。

市教委では、文化財保護事業の一貫として実測図を作成し、将来の保護・活用に役立てることが重要であるとの認識に立ち、昭和54年度、国・県に対し補助金を申請、測量調査を実施したものです。

調査期間中、入林を快よく許可して下さった仙台営林署、現地指導を賜った文化庁記念物課文化財調査官の阿部義平氏、また事務手続や報告書作成のために便宜を計って下さった宮城県教育委員会文化財保護課には深甚なる感謝を申し上げます。

この報告書が文化財保護事業の為に何らかの寄与することを期待しております。

昭和55年3月

泉市教育委員会

教育長 白石 貞太郎

目 次

I. 調査にいたる経過	1
II. 遺跡の位置と地形	2
III. 調査の内容	4
IV. 文献学的検討	12
V. 調査の成果と今後の検討課題	15

例 言

1. 本書は、泉市教育委員会が主体となって行った測量調査の内容を記した報告書である。
2. 測量調査は、昭和54年9～12月の間に実施した。
3. 調査期間中、文化庁記念物課文化財調査官 阿部義平氏から現地指導をうけた。
4. 本書の作成にあたって、宮城県教育委員会文化財保護課には資料の閲覧等多大な援助・協力をうけた。
5. 本書の執筆・編集は、泉市教育委員会社会教育課文化係 熊谷幹男が行った。
6. 本書の作成に用いた図面・図版等は、泉市教育委員会が保管している。

I. 調査にいたる経過

杭城館跡は、江戸時代の文献『古城書上』や『封内風土記』に記載されている中世城館である。しかし、その所在地は永い間確定されず、いわば「幻の館跡」であった。

昭和48年、郷土史家紫桃正隆氏によってついに発見され、氏の労作『仙台領内古城・館』⁽¹⁾にその調査成果が発表されるにいたった。本遺跡は、人里離れた山中に位置していること、巨木によって遺構が覆われていたこと等の理由によって永い間発見されなかったものである。紫桃氏は、仙台宮林署が遺跡の一部分の樹木を伐採し、遺構を詳細に観察することができた時に発見したものである。

泉市教育委員会では、紫桃氏の著作が発表されると直ちに現地調査を開始した。49年6月には宮城県教育委員会文化財保護課職員と共に規模・遺構の遺存状況等を調査した。調査の結果文献に記載される「杭ヲ建テ櫓ト為」した程度の城館ではなく、平場・土塁・空堀・土橋等が巧みに配置された大規模な遺跡であることが判明した。同年7月には泉市文化財保護委員会が現地調査を実施し、地元古老の間に伝承されている「モチゴメ沼」の跡を発見する成果を取めた。

現地調査が一段落すると、市教委では市民への宣伝活動に努めた。49年11月には文化財めぐりのコースに選定、53年3月には『泉市文化財だより』⁽²⁾にこれまでの研究成果を発表した。また50年3月には、宮城県文化財保護協会の助成によって標柱が設置されている。

最近では53年4月、県教委文化財保護課技師の小井川和夫氏が当該地を訪れ見取図を作成している。同年12月には、文化財保護課の主催による第4回市町村文化財担当者研修講座において現地研修の場に選ばれ、規模の大きさ、遺構の遺存状況の良さ等注目を集めた。

再三にわたる現地調査や刊行物等によって、杭城館跡の重要性は県内の研究者・文化財担当職員の間で定着するところとなった。この様な気運の中で、市教委は遺跡の保護・一層の活用を図るため実測図を作成する計画を立案した。54年、国・県に対し補助金を申請、測量調査を実施することになった。この書は、以上の理由に基づいて測量調査を行った結果の実績報告書である。

測量調査は、泉市が邦栄測量設計株式会社と委託契約を締結し、54年9～12月の間に実施した。作図にあたっては、泉市No.24水準点を用い水準測量を行った後、遺跡の全域に450点のトラバー杭を打ち多角測量を行った。細部の地形測量に際しては、市教委社会教育課文化係が現地指導を行った。この間、水準測量に2日間、多角測量に約30日間、地形測量に約30日間を費した。原図の縮尺は1/500、等高線は1m間隔で表示した。

(1). 前掲書第3巻 666～669頁

(2). 泉市教育委員会『泉市文化財だより』第4号 文化財保護委員長斎藤栄吉氏の執筆による。

(3). 宮城県文化財保護協会「宮城の城館特集」『宮城の文化財』第39号

II. 遺跡の位置と地形

杭城館跡は、泉市西田中宇杭城山に所在する。泉市役所からは西方へ約11kmほど入った小起伏丘陵中に立地している。

この小起伏丘陵は、陸前丘陵のうち七北田丘陵と呼ばれ、宮城町大倉付近から七北田川と広瀬川の間を東走し、仙台市燕沢付近で終焉する。幅約5～8km、長さ約20kmの規模で、起伏量100m未満の緩やかな傾斜面から成る。

遺跡は以上述べた小起伏丘陵に立地しているが、泉市福岡地区に接する裾部からは南西方向へ約3.2kmほど入った東西に長い尾根上に位置している。この尾根は通常杭城山と呼ばれ、宮城町との分水嶺から次第に高さを減しながら東走してくる。標高245～340m、幅約0.5km、長さ約2kmの規模で、北辺、東辺、南辺が西田中川によって深く浸蝕され、周辺の丘陵と区別されている。

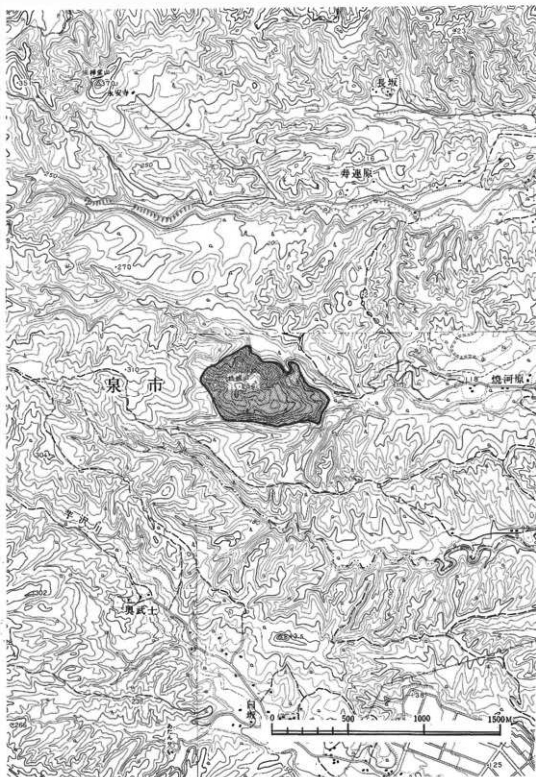
遺跡は、この尾根の東辺にあり、東西約800m、南北約400mにわたって遺構が認められる。遺跡の全域は国有地であり、アカマツ等の針葉樹が植林されている。

〔注〕 奥羽山地東麓にはなだらかな斜面をもつ数多くの丘陵地が東方にのびている。全体を総称して陸前丘陵と呼ぶ。七北田丘陵はその中の一つである。

経済企画庁「土地分類図」を参照した。



杭城館の主要部分（北側の丘陵から望む）



第1図. 遺跡付近の地形図

「この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図 定義、熊ヶ根、根白石、仙台北西部を使用したものである。」

III. 調査の内容

調査の結果、本遺跡は総面積約30万㎡に達する大規模な城館であることが明らかとなった。遺構は東西約800m、南北約400mにわたって築かれている。遺構の分布状況をみると最高所にある平場群(第I区)、最高所の下位における平場群(第II区)、土塁に囲まれた平場を包むように配置されている遺構群(第III区)に分けることができる。これら各地区にある遺構は、いずれも自然地形を利用し、あるいは整形・整地して築かれている。

第I区(第2図) 最西辺に位置する。最高所(標高245.8m)から南側へのびる遺構がある。平場・土塁・堀切・郭等が配置されている。a・b平場、c・d・e郭にわけて説明してみたい。

a 本遺跡の中では最も標高の高い地点である。東辺の西田中川水位面との比高差は110mに達する。東西にのびる尾根の頂部に築かれ、面積約370㎡、方形に近い形を呈す。いくぶん起伏が認められるが、人為的に整形・整地されているとの印象をうける。dや通路に接する法面は急傾斜を呈することから整形されているものと考えられる。

b a平場から南側へのびる尾根と西側へ屈折する尾根に築かれている。a平場とは通路によって分断されている。前者は面積約640㎡、東端には最高約1.5m、長さ25mにわたって土塁が築かれている。後者は、面積約140㎡、前者との間には約2mの段差を伴う。西端には下端幅1.2m、小さな堀切がある。

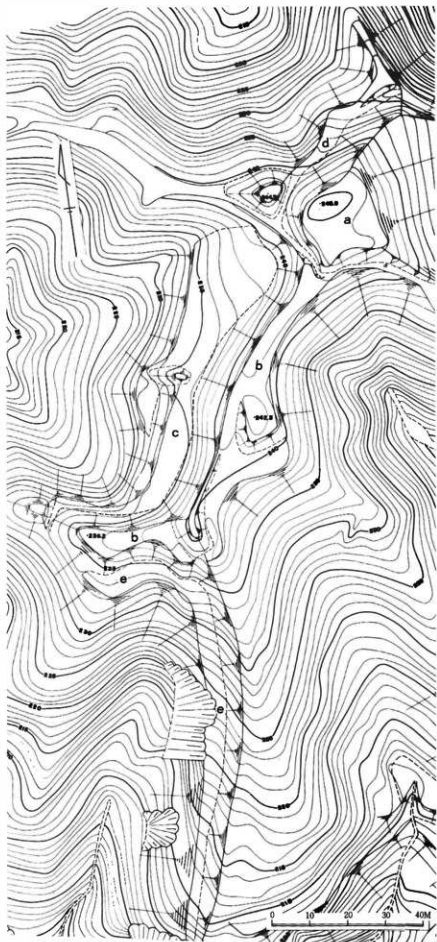
c 斜面に築かれているために郭的印象をうける。b平場の3～5m下段に築かれている。北側には起伏が認められるが南側は良く整形・整地されている。中央部には塚状の高まりが発見されたが性格を明らかにすることはできなかった。

d a平場の西側下端部に築かれている郭である。通路と直交し、堀切を通り抜けた後、北側の急斜面へ抜ける。

e b平場の下端部から南北にのびる尾根の西端に築かれている。北端と南端の比高差は30mに達する。幅3～6m、130mほど整然と続く。



第I区 a・b (南側から)



第2图 第1区

第Ⅱ区(第3図) 最高所の東側、東西にのびる尾根と南北にのびる尾根に遺構が築かれている。平場・土塁・空堀・郭・土橋・通路等が標高220~230mの間に配置され、遺跡全域の中では一つのまとまりをみせている。a・b・c平場とこれに伴う付属施設について述べてみたい。

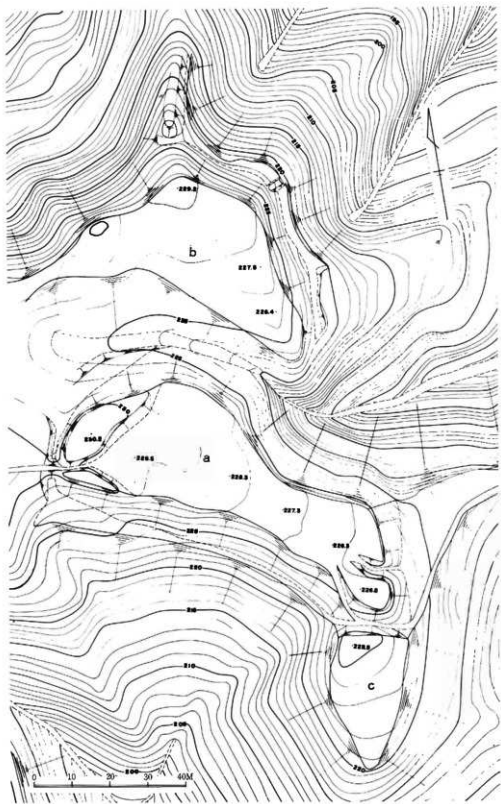
a 面積約1800㎡、本遺跡の中では最も良く整形・整地されている平場である。ほとんど起伏のない平坦な面を成すが、東側へ緩やかに傾斜している。東端には2箇所に掘り込んで構築された入口がある。南側のものは、南斜面に築かれている郭に連結する。この郭は幅1.5~7m、長さ82mの規模で、西端の空堀まで続く。西端には高さ1.5m、長さ53mにわたって土塁状の高まりが認められるが、美しく整形されているものではない。この下端部には南北にわたって上端幅4m、長さ22mの空堀がある。この空堀には土橋が付設され最高所への連絡を保っている。上端幅1.5m、下端幅5m、崩落のないしっかりしたものであるが、構築方法については明らかにすることができなかった。

b 最高所東側斜面が次第に緩やかになり、この平場へ連続する。面積約1500㎡、平面形は扇形を呈す。北側斜面の落ち際は良く整形・整地されているが、全体的には南側へ傾斜する。a平場とは空堀によって分断されているが、これは連続していたa・b平場を切り開いたものではなく、自然の沢を改変し構築したものと推定される。また北側から東側斜面にかけては、幅1~3m、長さ約70mの狭小な郭がほぼ同じ高さでまわっている。西田中川をへだてて、北側の丘陵地帯を眺望することができる地点である。

c a平場とは掘り込まれて築かれた入口によって分断されている。面積550㎡、南側へ傾斜する。平地の部分、斜面への落ち際とも整形・整地されているとの印象はうけない。



第Ⅱ区 a・c (南西側から)



第3图 第II区

第Ⅲ区(第4図) 本遺跡が立地する尾根の東辺に位置する。尾根の鞍部全体を使用して、平場・土塁・空堀・土橋・郭等が標高175~205mの間に配置されている。これらの遺構は、東西約300m、南北約250mの範囲に分布する。a・b・c・d平場、これらを取りまくe・fの郭に分けて説明したい。

a 土塁に囲まれた平場であり、周辺部より一段高く築かれている。東西55m、南北36mの規模で、平面形は半円形を呈す。面積は1400㎡に達する。平地の部分は南東方向へ傾斜しているが、全体的には美しく整形・整地されている。平地の西端から北端の中央付近には、高さ1m未満の土塁がまわり、下端部の北端から東端にかけては、上端幅4~5m、長さ62mにわたって空堀が築かれている。入口は、東・西・南・北の四箇所に築かれている。空堀と連絡する部分には土橋が付設され、周辺部との連絡を保っている。

b 本遺跡の中で最も広い平場である。面積約4430㎡、a平場はこの中に立地する。比較的傾斜の緩い斜面を整形・整地して築いたものである。スクリントーンを付した部分はこの平場の中で最も平坦な部分であり池あるいは井戸の跡とも考えられる。「モチゴメ沼」とはこの地点であろうか。なお、第Ⅱ区cとの間に舌状に張り出した平地があるが、これは遺構であるか否か判断できなかった。

c 東西70m、南北65mの規模で、平面形は方形を呈す。面積は3370㎡に達する。平地の部分は美しく整形・整地されているが、南側へ緩やかに傾斜している。b平場との間に1mほどの段差を伴うが、この法面は図でみるよりは良好に整形されていない。南隅には高さ1m、幅23mの土塁状の高まりがあり、その南側斜面には狭小な郭がらせん状に配置されている。

d 雑木の繁茂が著しく、十分に地形の観察ができなかった地点である。南東方向へのびる尾根の頂部を利用して5つの平地が形成されている。東西120m、南北40mの規模で、総面積は約4050㎡に達する。最高所の平地の西端には、高さ70cm、長さ44mの土塁が築かれ、この下段斜面には長さ30mにわたって空堀がまわる。この空堀には土橋が付設され、この平場への連絡路となっている。各平場は図でみるよりも美しく整形・整地されているが、南側へ傾斜する。

またこの平場の北西側には北側へのびる平地があるが、らせん状の段差を伴うことから郭であろうか。

e a・b・d平場の下段に形成されている郭である。通路を挟んで南北に分断されている。全長約190m、「L」字形に屈折する。南側の郭は、凹凸の多い面を成し、美しく整形・整地されているとはいえない。東端には長さ103mにわたって土塁が築かれている。本遺跡で最も長いものである。北側の郭は、段差を伴う二つの面から成る。下段のもの北端には長さ70mの土塁を伴う。土塁に挟まれた部分は空堀となっている。

f e郭の下段に形成されている郭である。e同様通路を挟んで南北に分断されている。最大

幅22m、全長220mに達する本遺跡では最大規模の郭である。総面積は2640㎡である。平地・斜面とも美しく整形されている。標高181~186m、北側の郭と南側の郭には比高差が認められるが一つの面を成す。通路脇には土塁状の高まりがあり、門の役割を果たしていたものと推定される。

この外、遺跡内には東西方向にのびる通路がある。これは現在も営林署職員や地元民が利用している^(注1) 杣道であるが、各地区を連絡することから遺跡に伴うものである。遺跡内の通路は全長約1km、各地区を連絡しながら西側の尾根づたいに通じる。幅1m前後、掘り込まれて構築された部分も多い。

なお、第Ⅰ区南東側(第Ⅱ区c西側)にも平地があるが、遺跡に伴うものであるか否か判断できなかった。また、第Ⅲ区東側斜面には多くの塚状の起伏があるが、これは自然地形であると判断した。

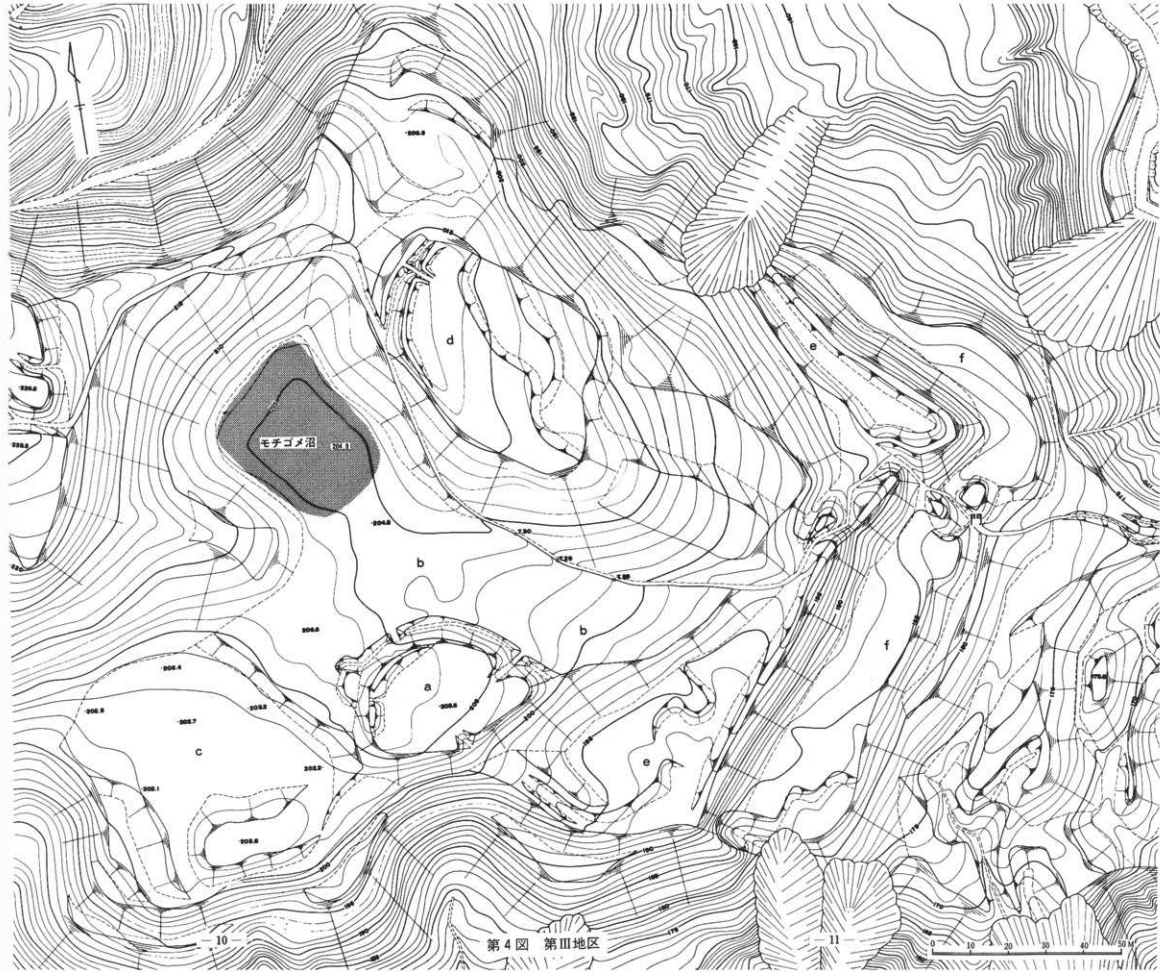
(注1) ^(注1)常にジメジメしている。湧水があるのであろうか。モチゴメ沼伝説とは、城館に伴う落城伝説で県内各地に残っている。敵の攻撃によって水が絶えた時、水の豊富さを誇示するために、馬をモチゴメで洗いに似た音を出した場所であるといわれている。

(注2) 遺跡の東辺部、西田中川付近には複雑な様相を呈す通路があるが、これらの中には遺跡内に炭焼き釜が造られた時に設けられたものが含まれている。

(注3) 現地を視察した阿部義平氏、県教委文化財保護課職員も同様の指摘を行った。



第Ⅲ区 a・b・c (西側から)



第4図 第三地区

Ⅳ. 文献学的検討

1. 杭城と山野内城

杭城に関する根本史料（古文書）は全く存在しない。僅かに江戸時代の文献に簡単に記載されているにすぎない。ここでは近世資料を年代順に列挙し考証してみる。

（注）書立之覚は享保13(1728)年の写本であるが、原本は延宝5(1677)年の作であるとされているから（「解題」「県史」史料集Ⅲ）書上の次に収録した。なお、書上は仙台叢書版、書立之覚は県史版、封内風土記は仙台叢書版、安永風土記は県史版を用いた。

資料

- (1) 書上「山杭城 東西九十間
南北九十間 須藤刑部。結城七郎ニ山野内城ヲ被責落 此处落。かりくひニ而小屋カケ楯籠」
- (2) 書立之覚「山杭城 東西九十間
南北九十間 右城主山内須藤刑部少輔実沢村山野内城ヲ結城七郎ニ被責此所江落申候てかるくひさしぬき楯籠申候ニ付くひ城ト申伝候」
- (3) 封内風土記「古罫一。号杭城。伝云古昔山ノ内須藤刑部少輔證不伝居干本郡実沢邑山邑城。結城七郎證不伝攻之。城遂陥。是以刑部少輔急建、杭為、柵。而換干此地。故呼之。曰杭城。今其地为公林」
- (4) 安永風土記「一古館堂杭城御林之内
一杭城館横 東西九十間
南北九十間 往昔須藤刑部少輔と申御方山之内之城ヲ結城七郎と申御方ニ責落され此处に御越被成候処火急之折故杭ヲ建て柵に被成御防ぎ候ニ付杭城と申唱候由申伝候事」

以上の様にこれらの近世資料は同一の内容を伝えている。総合すると、須藤刑部は山野内城（山邑城）を結城七郎に責め落とされた。刑部は急いで杭を建て柵を設け城を築いた。ここが杭城である。此所は現在公林である。

これらの資料では、結城七郎と戦った年代、また彼の出自等は明らかにされていない。次に山野内城に関する近世資料をみてみたい。

資料

- (1) 書上「山山野内城 東西五十間
南北十二間 城主須藤刑部少輔。永禄年中迄居住。相州鎌倉山内殿末孫ト申伝候。」
- (2) 書立之覚「山山野内城 東西五十間
南北十二間 右城主山内須藤刑部少輔ト申者永禄年中迄居住ト申候 城ノ名ヲ申伝候ニハ山内須藤ト申伝候は相州山内之子孫ニテ須藤刑部少輔ト申事ニ候」
- (3) 聞老志「山内館 在 実沢村山内。須藤刑部少輔者永禄中在。此城。郷人誤山内而称山野村殿」
- (4) 名蹟志「野村城 山内須藤刑部少輔と云者。永禄中此城在。郷人山野村殿と称す。又一古罫在。」

- (5). 封内風土記「古畧凡二。其一。号山村古館。其二。号山村西館。共不詳何人所居。希文按。田中邑古畧條下伝。須藤刑部少輔居之。與本邑所言不合。未審。」
- (6). 安永風土記「一古館武ツ
 西山 一山ノ内西館 東西五十間 御城主山ノ内須藤刑部少輔と申御方永祿年中迄御住居之由申伝候、
 南北二十間 右刑部少輔様ニハ相州山内之御子孫と申事ニ御座候仍而山ノ内館と先年申来候事。」

山野内城については以上の通り記述されている。山野内城、山内館、野村城、山村古館、山ノ内館と呼ばれ、鎌倉山内氏の子孫須藤刑部が永祿年中迄居住していたと伝えている。

さて、山野内城の名称が各資料によって異なる理由を考えてみたい。聞老志では「郷人山内ヲ誤リテ山野村殿ト称ス」と記し、山野村という呼び方は郷人の誤りであることを指摘している。名蹟志における野村城の呼称も先の記事と比較すれば明らかな誤りである。また封内風土記では山村古館と記されているが、希文は杭城の項で山邑城と理解しており、「郷人誤リテ山野村」と呼ぶ呼称を用いてしまったものと推定される。

すなわち、山野内城の名称は書上(覚)で用いている山野内を用いるのが最も妥当であると考えることができる。

ここで山野内城の呼称方法を述べたのは、中世朴沢文書、鬼柳文書等に屢々散見する山村、山村城との関係を把握するためである。かつて大槻文彦博士は白川文書に「山村宮」なる記述を発見し、宇津峯宮同様に山村宮の存在について論究したことがある。氏は封内風土記にある山村城を山村宮の御在址としたが、すべての中・近世資料を系統的に整理しての結論ではなく山野内城を山村宮の所在地に当てることは先に述べた理由から再考する必要がある。朴沢文書に「山村内字学」とあることから中世における山村地方は根白石、朴沢地方を指すという一般の見解を支持したい。

(注1)、「宮城県遺跡地名表」にみられる書館跡(19013)遺跡は、聞老志、名蹟志にいう八乙女淡路の居所である。泉市では八乙女館と呼んでいる。

(注2)、「泉市教委では何度か山野内館の現地踏査を試みているが、小規模な城館であり、南北朝時代に活躍した山村宮関係遺跡とは考えにくい」という結論をもっている。しかしこのことは山村宮の存在そのものを否定する見解になり得ず山村宮の「御在址」については将来の検討課題となった。

2. 須藤刑部と結城七郎について

須藤刑部や結城七郎については、彼等にかかる根本資料が皆無であるため、杭城や山野内城同様、近世資料を手がかりとして考証しなければならない。

書上、山野内城の項では、須藤刑部について「相州鎌倉山内殿末孫」として扱い、先祖は関東御家人であることをうかがわせている。山内氏は文治5年奥州合戦(1189年)の後、桃生郡吉野の地頭職を有した領主であるが、その後氏の一族が桃生郡内に根を張る領主に成長したことは既に明らかにされている事実である。しかし、山内家にはそれ以降の古文書が伝わらず、山

内氏と須藤刑部の血縁関係については具体的に示すことができない。

近年になって桃生郡山内首藤氏の一族が宮城郡実沢村に所領を有していたとの仮説が発表されたが、室町時代の地頭領主層の所領は各地に散在していたという事象を考慮すれば無理なものではない。また、塩釜市首藤義雄氏宅に伝わる記録では、永正14(1517)年、七尾城の戦いに破れた首藤知貞が宮城郡実沢村に落ちのびたとの記載があり、あるいは刑部の直系の先祖に当るかもしれない。

結城七郎については、書上小泉村の項で、「結城朝光未業」と記載され、彼の先祖は関東御家人であることをうかがわせている。奥州合戦の折、戦功があつて福島県岩瀬郡・白河郡、宮城県名取郡内に所領を有している(白河古事考)。

結城氏の本領は白河であるが、名取郡内にも所領を有していた関係から、国分氏とは14世紀末に既に交渉をもっている。結城親光の二男が、国分胤輔の養子となり、更に15世盛氏は、永禄9年10月家を嫡子盛顕に譲り小泉村に移ったとされている(国分系図)。

戦国時代における須藤刑部や結城七郎については、伊達氏の勢力が北進し、留守・国分氏が大名化する中で、領主的矛盾を体现している地頭であるということが出来る。彼らの領主的経営については明らかにすることができないが、「留守分限帖」や「晴宗公采地下賜録」で把握されている中規模程度の領主であろうか。

留守氏の領国が形成され、国分33ヶ村と呼ばれる国分氏の一円知行地が形成されていった時彼らは未だ独立性を保ちながらも戦国末期には、従属化の方向にあったものと推定される。

永禄年間両者の間に戦闘が始まった。山野内城を陥された須藤刑部は一端杭城に籠るが、天正12(1584)年ついに泉市福岡にある首藤坂で打ち死したといひ伝えられている。この時の戦闘相手については定かではない。首藤坂付近には今でも刑部の供養碑が残り、実沢林泉寺には墓が残っている。

- (1) 吉良貞家披露状(観応3年10月29日)『白河文書』
- (2) 大槻文彦『伊達行朝勤王事歴』
- (3) 山村城内人々中宛状(観応2年9月22日)『朴沢文書』字学は泉市小角であるとされている。
- (4) 平重道「宮城県宮城郡根白石村朴沢家文書」『根白石村誌』
大島延次郎「吉野時代に於ける朴澤・鬼柳両氏の去就」『史学雑誌』50-1
- (5) 関東下知状(文永7年6月13日)『山内家文書』
- (6) 紫桃正隆「葛西氏と山内一族」
- (7) 前掲書に解説が付されている。立花改述「戦記中島落城(七尾城)」『わがふるさとの町飯野川』にも取められている。

V. 調査の成果と今後の検討課題

地形測量、文献学的考察から次の事項が明らかになった。

- ①、本遺跡は小規模丘陵の尾根上に築かれた山城である。
- ②、東西約800m、南北約400mにわたって遺構が検出されているが、文献に記されている「仮の杭を打った」程度の簡単なものではなく、平場・土塁・空堀・土橋等が巧みに配置された城館であることが明らかになった。これらの遺構は、一定の縄張りの下に自然地形を整形・整地して築かれている。
- ③、築城年代については明らかにすることができなかったが、廃棄された年代については近世城郭的構築方法が認められないことから戦国期に求めることができる。
- ④、城主については「書上」その他の文献では須藤刑部であるとしている。彼に係る墓や供養碑が残っていることから実存した「地頭」と考えられる。

次に今後の検討課題を列挙してみたい。一般に中世城館の多くは丘陵の突端や裾部に築かれているが、杭城の場合は山中深く入った地点に立地している。この相違点はどこに求めるべきであろうか。同時に、中世集落址との関係も考慮しなければならない。泉市には、中世朴沢文書や天正検地帳が伝わり、これらによって中世には既に平地部の開発が進行していたことを知ることができる。しかし、文献を補う考古学的方法(分布調査)によっても、杭城付近に中世集落址を発見することはできなかった。

また、山野内城との関係は見逃すことはできない。山野内城は、実沢にあり、須藤刑部が杭城へうつる以前の居城とされている。現地調査、実測図等から比較すれば、杭城よりもはるかに小規模な城館である。結城七郎に責め落とされ、天正12(1584)年に打ち死にするまでの約20年の間により大規模な城館を築き得るだろうか疑問がもたれる。

更に、文献で明らかにすることができなかった須藤刑部と桃生郡に勢力を伸張させた首藤氏との関係は今後の研究課題である。首藤氏に関する近世資料が少なからず残されていることから、総合的に研究することによってやがて明らかにされることを期待したい。



北側の丘陵から望む（全景）



南側の丘陵から望む

標 柱





第Ⅲ区 a 北側入口
(北側から)



第Ⅲ区 e・f
(東側から)



東側斜面上にある通路

第Ⅲ区 f にある門跡
(東側から)



供養碑 (須藤坂にある)



墓 (林泉寺にある)





山野内城 遠景
(北側から)



山野内城 東側最高所の平地
(南側から)

泉市文化財調査報告書第1集

杭 城 館 跡

昭和55年3月25日印刷

昭和55年3月31日発行

発行 泉市教育委員会
泉市七北田字三本松一番地

印刷 小泉印刷株式会社
仙台市上杉四丁目2番45号